

太陽光発電事業の実施に伴う農地転用許可申請等要領

宇部市農業委員会
令和6年9月18日実施
令和6年12月18日改正

1. 目的

この要領は、宇部市内の荒廃した農地またはその恐れがある農地等を活用して設置される太陽光発電事業を、周辺住民や営農関係者等との調和のなかで、良好な生活環境や営農環境を維持しながら、適正に設置、運用するために必要な農地転用許可申請の準備から事業終了までの注意事項等について定めることを目的とする。

2. 転用許可申請書を作成する前に

(1) 法令等の遵守

太陽光発電事業の実施にあたっては、農地法、森林法などの各種関係法令を遵守するとともに、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、宇部市の「宇部市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱」（以下「市指導要綱」という）および「宇部市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱に基づく届出等の手引き」（以下、「市手引き」という）などの規定に従うこと

(2) 市との事前協議の実施

市指導要綱第4条の規定に従い、太陽光発電施設の事業計画を作成する早い段階で、「太陽光発電施設設置事前協議書」を作成のうえ、宇部市環境政策課との事前協議を実施すること

(3) 事業計画書の作成

周辺住民の生活や営農事業者等の活動に配慮した計画とすること

① 搬入路

- ・申請予定地が接道していない、接道しているが道幅が狭いなどの理由で、搬入路として私有地を通行する場合は、必ず事前に当該土地所有者の了解を得ておくこと
- ・搬入路として使用する私有地が農地の場合は、当該地の一時転用許可申請も合わせて提出すること

② 排水路

申請予定地の土中の状況を十分に確認し、暗渠排水が整備されている場合は、土地利用計画図にその位置を記載するとともに、その配管の上に工作物を設置しないこと

(4) 住民等への説明

- ・市指導要綱第6条及び市手引き3(3)の規定に従い、自治会長には、原則、対面により説明のうえ、住民その他周辺の関係者を対象とした説明会を開催し、地域住民等の合意のうえで事業計画を作成すること
- ・市手引き3(3)の規定に従い、事前説明が必要な水利や営農の関係者などの範囲について、農業委員に相談等する場合は、原則、対面により説明(説明会等も可)すること
- ・説明会を開催する場合は、出席者名簿等を作成するなどして、地域住民等のうち誰に説明したか、明確に判断できるようにしなければならない
- ・地域住民等には、太陽光発電施設の概要だけではなく、施設設置や管理運営上の安全対策と環境保全対策などを含めて説明すること
- ・住民説明にポスティング等を利用し、太陽光発電施設の設置者や管理者などが説明会に出席していない場合や、施設の設置や管理上の安全対策などについて説明がなされていない場合などは、地域住民等への十分な説明が実施されたとは、認めない場合があるので注意すること
- ・特に、申請予定地に隣接する土地は、太陽光発電施設の設置による影響が大きいため、その所有者や利用者の本人または家族に、対面(説明会等も可)による説明を実施し、説明の相手方ごとに「説明会等実施状況報告書」を作成すること
- ・許可申請の審査の過程において、説明会実施状況報告書に記載した内容を、住民等にヒアリングするなどして確認することがあるので、報告書には事実を忠実に記載すること
- ・周辺住民等に十分な説明がなされていないと判断される場合や、説明会実施状況報告書に記載された内容が事実と異なると判断される場合、その他農業委員会が必要と認める場合は、それらが解決されるまでの間、継続審査等とすることがあるので注意すること

3. 転用許可申請

転用許可申請は、許可申請書など下記の書類を揃えて提出すること

- ・許可申請書
- ・委任状(行政書士、その他の代理人が申請手続き等をする場合)
- ・法人登記事項証明書または定款などの写し(申請者に法人が含まれる場合)
- ・申請地全ての土地登記事項証明書
- ・住民票(申請書に記入した申請人の住所が土地登記事項証明書の住所と異なる場合)
- ・位置図
- ・付近見取図
- ・分間図(隣接地の現況地目、所有者の氏名を記載)
- ・事業計画書(搬入路として私有地を通行する場合は同意書を添付するとともに、発電施設完成後に、当該施設を売払い(またはリース)により申請者と事業実施者が異なる予定の場合は、その契約書など譲渡先が確認できるもの)

申請地の位置を表示

- ・土地利用計画図、排水計画図
 (暗渠の位置を記載するとともに雨水の排水経路を矢印で図示し、放流先を記載)
- ・施設平面図、立面図(建蔽率は原則 22%以上とし、余白にその計算式を記載)
- ・資金計画書(事業実施に必要な費用とその財源を漏れなく記載)
- ・預金残高証明または融資証明(資金計画書に記載した財源の裏付けとなる書類)
- ・被害防除計画書(排水路として農業用排水路を利用する場合は水利組合等への説明状況の記載)
- ・経産省の認定書、「発電設備等に関する契約申し込みの回答について(承諾)」の鏡文と別紙など(申請地で電気事業を実施することが確実と判断できる資料)
- ・太陽光発電施設設置事前協議書(提出済み市指導要綱「様式第 1 号」の写し)
- ・太陽光発電事業に関する説明会実施状況報告書(市指導要綱「様式第 3 号」を使用)
- ・説明会等での意見や対応策をまとめた書類
- ・誓約書(別紙様式)
- ・その他参考となる資料(説明会の出席者名簿、配布資料など)

4. 太陽光発電施設の設置等

転用許可後は、速やかに太陽光発電施設の設置に着手すること。

(1) 地域住民等との合意内容の遵守

- ・地域住民等との合意内容に従い、適正に工事を実施すること
- ・許可申請者と施工事業者が異なる場合は、申請者が責任をもって施工事業者地域住民等との合意内容を周知徹底し、地域住民や営農事業者等との間でトラブルが生じないように、配慮すること

(2) 資材の搬入

- ・申請書類(事業計画書)に記載した搬入経路に従って資材等を搬入すること
- ・やむを得ず搬入経路を変更する場合は、自治会長等に相談し、必要がある場合には、住民等への説明会を実施すること

(3) 用排水路の維持

- ・太陽光発電施設の設置工事を原因として、開渠、暗渠を問わず用排水路を損傷させた場合や、用排水路に大量の土砂を流入させた場合など、用排水路が十分に機能しなくなった場合は、申請者の責任において早急に復旧すること
- ・なお、用排水路の維持、補修等の復旧は、発電事業を終了するまで実施すること

(4) 事業計画の変更

- ・設置が完了するまでに、許可を受けた事業計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに計画変更申請又は許可の取り下げと新規申請を行うこと
- ・許可の権利を第三者に移動することになった場合は、申請に関わる許可条件および周辺住民等との合意事項等を確実に継承すること

(5) 進捗状況または完了の報告

- ・工事が完了するまでの間、1年目は許可を受けた日から3か月後と1年後、その後は1年ごとに事業の進捗状況報告書を提出すること
- ・太陽光発電施設の設置が完了した場合は、速やかに完了報告書を提出すること

5. 太陽光発電施設の安全確保と維持管理

- ・太陽光発電施設の漏電により、重大な火災や人身事故が発生しないように、機械設備の定期的な点検と適正な維持補修を実施するなど、安全管理を徹底すること
- ・太陽光発電施設内に子どもや不審者が無断で侵入し、事故や窃盗の被害に遭わないように、発電施設の周囲をフェンスで囲むなど、安心安全な施設運営をしなければならない
- ・太陽光発電施設設置後に、周辺の生活環境や営農環境が悪化しないように、定期的な除草、草刈り、用排水路の泥上げ、清掃など、太陽光発電施設とその周辺環境を適正に維持管理しなければならない
- ・有機栽培等に取り組む営農事業者もいるので、防虫剤や除草剤等を使用する場合は、必ず周辺の農地の使用者に除草剤等の使用について説明し、了承を得てから散布すること
- ・万一、周辺住民や営農事業者との間でトラブルが発生した場合は、市手引き3(10)の規定に従い、誠意をもって対応し、再発防止に取り組むこと

(別紙様式)

宇部市農業委員会

会長 原田 秀一 様

誓 約 書

私は、宇部市で太陽光発電事業を実施するにあたり、「太陽光発電事業の実施に伴う農地転用許可申請等要領」を遵守するとともに、許可の権利を他者に移転する場合は、許可条件や地域住民等との合意事項等を譲受人に、確実に継承することを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

(自署または押印)

氏 名

⑩